

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

扶養控除等申告書とマイナンバー

平成 28 年 1 月から社会保障、税、災害対策の行政手続にはマイナンバー（個人番号）が必要になります。税関連では、多くの場合、28 年分の給与所得者の扶養控除等申告書が初めて対象となるでしょう。同申告書は 27 年分の保険料控除申告書等とともに今年の年末に収集することが一般的ですが、マイナンバーもその際に事前収集できます。ただ、同申告書は収集しても税務署への提出義務がなく、一定の期間、提出先の給与等の支払者が保存すればよいこととなります。税務署長から提出を求められた際にだけ提出することになりますが、実際にはあまり求められないようです。

こうした実情から、同申告書にマイナンバーは記載せず（空欄のまま）従来と同様の方法で収集し、マイナンバーは別に管理して、提出が求められた際に付け合わせが出来る状態にしておけば、同申告書を管理する事務負担を軽減できると考えている企業もあるようです。

しかし、同申告書は従業員自らが全て記載することが原則になるため、同申告書とマイナンバーを分けて管理することはできないようです。したがって、これまで同申告書は経理部や総務部にある据置きボックスに提出していたという企業も、今後はマイナンバーの漏えい等を防ぐため、安全管理措置を行う必要があります。安全管理措置の方法に具体的な取決めはありませんが、例えば、紙の同申告書を社内で集めた場合、社内規程で担当者等を決め、同申告書は不特定多数の者の目に触れないように、鍵のかかる場所で管理するといった方法があります。また、データで提出された場合には、社内規程で担当者を決めて、データを管理するパソコンにはファイアウォールを設定するなどの方法があります。

なお、同申告書の保存期間である 7 年間の終了後はマイナンバーを速やかに破棄・削除しなければなりません。マイナンバーの部分が見えないようにマスキング等をすれば、それ以降も申告書を保管することはできるようです。

マイナンバー ～ 支払先等から個人番号の提供を受けられない場合の対応 ～

- Q 来年以降は事業者が講演料や原稿料を支払う場合、支払調書への記載のため、支払先である講師等から個人番号を提供してもらわなければなりません。ではどのように対応すればいいのでしょうか・・・
- A 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しない書類を提出せず、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録し、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのか半別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

お知らせ ～～ 平成 27 年度 個人住民税 特別徴収が始まります ～～

従業員の個人住民税を、会社が給与支払い時に天引きし代わりに納める、特別徴収制度があります。6 月支給の給与から、平成 27 年度の個人住民税特別徴収が始まります。6 月の給与支払い時に天引きする金額が変更になりますのでご注意ください。